

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、金融サービス仲介業者等に関する内閣府令第十六条第一号イの規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を定める件（令和三年金融庁告示第三十一号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）<u>第十六条第一項第一号イ</u>の規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定める。</p> <p>1 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「府令」という。）<u>第十六条第一項第一号イ</u>に規定する相手方金融機関（同号イに規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、相手方金融機関の子会社（府令第五十一条第二項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）<u>第十六条第一号イ</u>の規定に基づき、相手方金融機関と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者を次のように定め、令和三年十一月一日から適用する。</p> <p>1 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（以下「府令」という。）<u>第十六条第一号イ</u>に規定する相手方金融機関（同号イに規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）と金融サービス仲介業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものから除かれる者は、相手方金融機関の子会社（府令第五十一条第二項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）とする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	